

ふるさと明日香村応援寄附金「返礼品」取扱要領

平成28年	4月	1日	制定
平成29年	3月	16日	改正
平成30年	10月	30日	改正
令和6年	4月	1日	改正
令和8年	4月	1日	改正

1 目的

ふるさと納税制度の推進を通じ本村の知名度向上と地場産業の活性化に寄与することを目的として、本村への寄附者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）の取扱を定める。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していることが条件となる。

- (1) 村内に事業所（本社、支社、工場等）がある企業、団体、個人事業者であること。
ただし、本村内で生産された原料を加工・製造・販売又は本村内にて体験型、滞在型サービス・イベントを実施し、本村をPRしていると認められる場合は村外事業者も対象とする。
- (2) 生産・製造・販売等に関する法令等を遵守していること。
- (3) 代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でない者であること。
- (4) 村税等の滞納がないこと。
- (5) 個人情報を取り扱う場合、十分に留意すること。
- (6) 上記条件のほか、村長が特に認めた場合はこの限りでない。

※ただし、上記の要件に適合した場合であっても、村が適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

3 返礼品

次の条件を満たしている商品等を取り扱う。

- (1) 明日香村の魅力を「感じていただけるもの」ひいては明日香村のPRや地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であり、上記「2 協力事業者の要件」に記載の要件を満たす協力事業者が生産、製造、加工、販売又はサービス提供を行っているものであること。
- (2) 返礼品は、受注後（季節商材を除き）速やかに発送でき、飲食物については、到着後適切な賞味期限が保証されるものであること。
- (3) 商品は、「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱可とする。）
- (5) 体験型又は滞在型のサービスにあつては、原則有効期限を発行日から1年間以上とすることができるものであること。
- (6) イベントにあつては、本村が主催又は後援等大会実施に関与するものであること。
- (7) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していないものであること。
- (8) 商品情報の開示が可能であること。

(9) ふるさと納税に係る指定制度についての総務省通知の指定基準に適合していること。

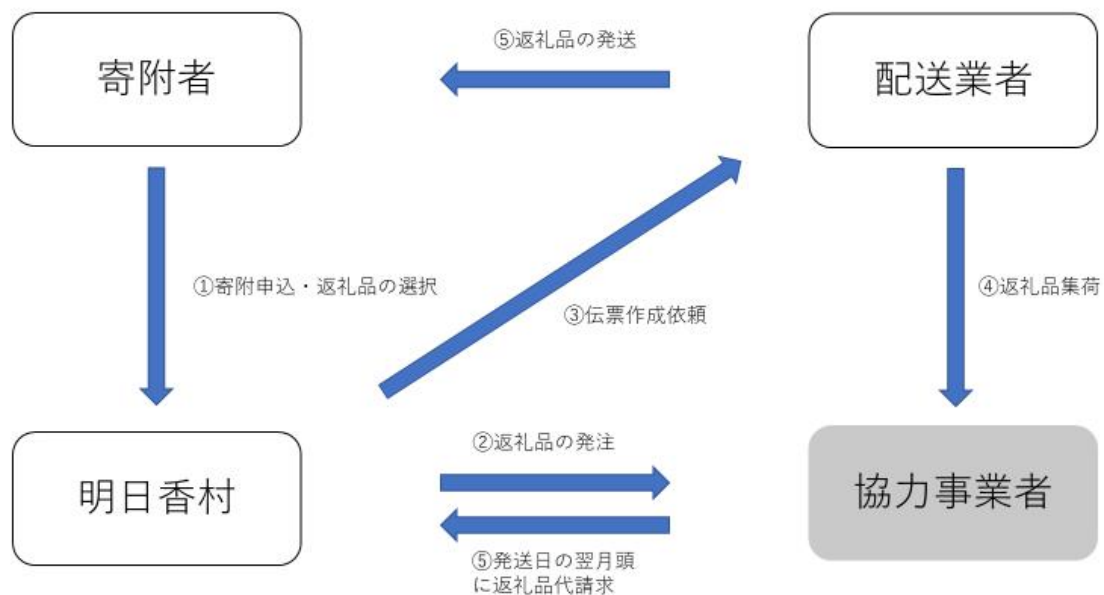
4 費用負担

- (1) 謝礼品の商品代金及び送料は、本村が負担する。
- (2) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費については本村は負担しない。

5 協力事業者におけるメリット

- (1) 村のふるさと納税ページにお礼の品の画像、商品名、企業名等を掲載する。
- (2) 村が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び企業名を掲載する。
- (3) 返礼品発送時に、自社のパンフレットを同封することで商品の販売促進及びPRが可能である。

6 事業イメージ



7 申込み期間 随時

8 申込み方法

「ふるさと明日香村応援寄附金協力事業者申込書」（別紙様式）及び「事業者マスタ」に必要事項を記入の上、「返礼品の画像データ」及び必要に応じて「返礼品に同封するパンフレット」等を添付して明日香村役場 明日香産業課へ提出すること。

9 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し取扱いを停止する。

- (1) 協力事業者が、本村に登録解除を申し出たとき。
- (2) 協力事業者又は返礼品が「2 協力事業者の要件」「3 返礼品」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が停止、又は中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本村又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

10 その他

- (1) 寄附者及び返礼品受取人の個人情報の取扱いについては関係法令を遵守すること。またふるさと納税事業で知り得た個人情報について返礼品の発送以外の目的での使用を禁止する。これは協力事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、返礼品に同封した自社パンフレット等により、改めて寄附者から事業者への商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象外とする。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに本村へ報告するものとする。
- (3) 協力事業者は、提供した商品の品質、性能等の返礼品に対する苦情や事故、送付に遅延が生じたときは、責任を持って誠実に対応しなければならない。また速やかに本村に申し出るものとする。

【提出先及び問い合わせ先】

〒634-0142

奈良県高市郡明日香村大字橘21番地 明日香村役場 明日香産業課

TEL : 0744-54-9020 FAX : 0744-54-9030

MAIL : furusato@tobutori-asuka.jp